

(別紙)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日以降、消費税率(国・地方)が5%から10%へ段階的に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度北谷町一般会計歳入歳出決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 350,504千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 4,823,682千円

(単位：千円)

事業名		令和2年度 決算額 (人件費を除く。)	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	1,148,183	748,175	125	57,535	342,140
	老人福祉費	97,892	11,241	39,730	11,323	40,146
	児童福祉費	2,292,480	1,616,107	67,294	86,367	521,128
	小計	3,538,555	2,375,523	107,149	155,224	903,414
社会保険	国民健康保険事業 (繰出金)	418,734	150,762	0	37,998	229,277
	介護保険事業 (繰出金)	292,010	0	0	41,407	249,844
	後期高齢者医療事業 (繰出金)	241,115	32,928	0	29,521	178,125
	小計	951,859	183,690	0	108,926	657,246
保健衛生	保健衛生費	333,268	36,817	4,820	41,353	249,520
	小計	333,268	36,817	4,820	41,353	249,520
合計		4,823,682	2,596,030	111,969	305,504	1,810,179